

## 研修修了証書等の紛失等による修了確認書交付の取扱い

山口県障害者支援課で行った研修の修了証書及び受講証明書（以下「修了証書等」という。）は再発行できません。紛失・破損した場合は申請により修了したことを証明するものとして「修了確認書」を交付しますので、以下の手順により、必ず研修修了者本人が申請を行ってください。

### 1 交付申請書等の提出

以下について郵送にて提出してください。

#### (1) 提出物

- 研修修了確認書交付申請書
- 本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）の写し
- 返信用封筒
  - ・ 返信先（郵便番号、住所、宛名）と「修了確認書 関係書類」を記載
  - ・ 切手を貼付

#### (2) 提出先

〒753-8501  
山口県山口市滝町1番1号  
山口県障害者支援課 宛

### 2 注意事項

- (1) 申請1件につき、修了確認書1枚を交付します。
- (2) 交付まで概ね2週間程度かかります。
- (3) なお、研修の受講（修了）が確認できない場合は修了確認書の交付はできません。その場合、提出物一式を返却します。